

千葉県水道事業給水条例施行規程（抄）

昭和46年11月 1日水道局管理規程第14号

（趣 旨）

第1条 この管理規程は、千葉県水道事業給水条例（昭和36年千葉県条例第46号。以下「条例」という。）第36条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（工事の承認申請）

第2条 条例第5条の承認を受けようとする者は、給水装置新設（増設・改造）承認申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる事項を記載して、千葉県企業局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称、住所及び電話番号
 - 二 給水装置工事を行う場所
 - 三 給水装置の種類
 - 四 給水装置工事を指定給水装置工事業業者に委託する者にあつては、当該指定給水装置工事業業者の名称及びその給水装置工事主任技術者の氏名
 - 五 第3項又は第4項の規定により参考図書又は書類を添付しようとする者にあつては、当該参考図書又は書類の名称
 - 六 給水装置の新設に伴う既存の給水装置の廃止の有無及び廃止しようとする者にあつては、当該給水装置の水栓番号及び給水管の口径
 - 七 条例第30条の2第1項に規定する給水申込納付金又は第30条の3第1項に規定する開発負担金を納付しようとする者にあつては、納入通知書の送付先の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 2 条例第6条の3の規定により設計審査を受けようとする者は、前項の申請書と併せて、給水装置工事（新設・増設・改造）設計・精算書（別記第1号様式の2）を局長に提出しなければならない。
- 3 給水装置の新設、増設又は改造に伴って受水槽を設置しようとする者は、第1項の申請書にその設計に関する参考図書を添付しなければならない。
- 4 条例第30条の3第1項に規定する宅地の造成に係る申請の場合にあつては、第1項の申請書にその概要を明らかにした書類を添付しなければならない。

（工事の変更申請等）

第2条の2 条例第5条の規定により給水装置工事の承認を受けた者が当該承認に係る給水装置工事を変更しようとするとき、又は条例第6条の3の規定により設計審査を受けた者が当該設計審査に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ給水装置新設（増設・改造）変更承認申請書（別記第1号様式の3）を局長に提出しなければならない。

ただし、局長が別に定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

（給水装置工事の中止）

第3条 条例第5条の規定により給水装置工事の承認を受けた者が当該承認に係る給水装置工事を中止したときは、直ちに給水装置工事中止届（別記第2号様式）を局長に提出しなければならない。

(分岐引用者への通知)

第4条 分岐引用されている給水管の所有者は、給水装置を改造し又は撤去しようとするときは、分岐引用者に通知しなければならない。

(給水装置の構成及び付属用具)

第5条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水せん、止水せん及び給水せんをもって構成する。

2 給水装置には、量水器筐その他の付属用具を備えなければならない。

(給水管及び給水用具の構造及び材質)

第6条 条例第6条の2第1項の規定により局長が定める給水管及び給水用具の構造及び材質の基準のうち、公道（公道と同等の又は公道に準ずる利用形態が認められる私道を含む。）内に用いる給水管の材質の基準は、次のとおりとする。

- 一 口径が25ミリメートル以下の給水管 ステンレス鋼管又はポリエチレン管
- 二 口径が25ミリメートルを超え50ミリメートル以下の給水管 ステンレス鋼管
- 三 口径が50ミリメートルを超える給水管 ダクタイル鋳鉄管

(給水管径の決定)

第7条 給水管の口径は、給水装置の所要水量及び給水せんの同時使用率その他の事情を考慮して定めなければならない。

(工事検査)

第8条 条例第6条の3の規定により給水装置工事の工事検査を受けようとする者は、工事完成後直ちに工事検査申請書（別記第2号様式の2）を局長に提出しなければならない。

(量水器の設置)

第16条 条例第17条第1項に規定する量水器は、1建築物に1個とする。

ただし、当該建築物が構造上2以上の部分に区分されており、独立して住居、店舗、事務所等の建物としての用途に供することができる場合であって、給水装置を個別に当該部分に設置したときは、当該給水装置ごとに量水器を設置することができる。

第17条 条例第17条第3項に規定する量水器の設置の位置は、次の各号に掲げる要件をそなえているものとし、当該量水器は水平に設置しなければならない。

- 一 量水器の点検が容易に行なうことができること。
- 二 常に乾燥していること。
- 三 量水器を損傷するおそれがないこと。

(量水器の管理)

第18条 量水器を設置する場所には、点検又は修繕に支障をきたすような物件を置き、又は工作物を設置してはならない。

- 2 物件又は工作物の設置により量水器の点検又は修繕が著しく困難である場合は、局長は当該量水器の位置を変更することができる。

(受水槽に接続する装置)

第20条 条例第17条第2項の規定により県の量水器を設置する受水槽に接続する装置に係る工事のうち量水器に接続する部分に係る工事（修繕を除く。）は、指定給水装置工事事業者が施行するものとする。

- 2 前項に規定する工事の設計又は施行方法については、別に局長が定める。

(私設消火せんの使用)

第21条 条例第20条第1項に規定する消防演習の時間は、10分を超えることができない。

ただし、特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

- 2 消火せん使用後の封かんは、局長が行う。

(修繕の依頼)

第22条 条例第21条第1項の規定により、修繕を局長に依頼しようとする者は、修繕依頼書（別記第5号様式）を提出するものとする。

(給水装置等の検査の請求)

第23条 条例第22条第1項の規定により、給水装置の検査又は供給される水の水質検査の請求をしようとする者は、給水装置（水質）検査請求書（別記第6号様式）を局長に提出するものとする。

- 2 条例第22条第2項に規定する特別の費用を要するときとは、次の各号に掲げる場合をいう。
 - 一 給水装置の機能の検査について特に材料の使用を必要とするとき。
 - 二 水質については、飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。
 - 三 その他通常検査以外の特別の費用を要するとき。

(貯水槽水道の水質の検査の請求)

第23条の2 条例第22条の3第1項の規定により、貯水槽水道によって供給される水の水質の検査を請求しようとする者は、貯水槽水道水質検査請求書（別記第6号様式の2）を局長に提出するものとする。

- 2 条例第22条の3第2項に規定する特別の費用を要するときとは、次の各号に掲げる場合をいう。
 - 一 飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。
 - 二 その他通常検査以外の特別の費用を要するとき。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理の基準等)

第23条の3 条例第22条の4第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次の各号に定めるところによる。

- 一 次に掲げる基準に従い、管理すること。
 - イ 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
 - ロ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ず

ること。

ハ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

ニ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

二 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期的に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

（給水申込納付金に係る給水管の口径）

第24条 条例第30条の2第4項の規定により、給水申込納付金の額を算定する場合において、当該給水装置が異なる口径の給水管で構成されているときは、当該給水装置に係る給水管の口径は、当該給水装置に設置する量水器の口径と等しい口径の給水管の口径として条例別表第3を適用する。

（給水装置の確認申請）

第26条の2 条例第32条の2第3項に規定する給水装置の確認を受けようとする者は、給水装置確認申請書（別記第7号様式の2）に給水装置工事（新設・増設・改造）設計・精算書を添えて局長に提出しなければならない。

（届出の様式）

第27条 次の各号に掲げる届出の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 条例第16条第1項の届出 管理人選任届（別記第8号様式）
- 二 条例第19条第1項第一号又は同条第2項第2号の届出 給水契約解除届（別記第9号様式）
- 三 条例第19条第1項第二号の届出 用途変更届（別記第10号様式）
- 四 条例第19条第1項第三号の届出 私設消火栓消防演習使用届（別記第11号様式）
- 五 条例第19条第1項第四号の届出 消防用使用届（別記第12号様式）
- 六 条例第19条第2項第一号の届出 給水装置所有者変更届（別記第14号様式）
- 七 条例第19条第2項第三号の届出 給水装置廃止届（別記第15号様式）

（水道使用者標識の掲示義務）

第28条 給水装置の所有者は、門戸等の見易い場所に局長の交付する水道使用者標識（別記第16号様式）を掲示しなければならない。

（書類の経由）

第29条 条例又はこの管理規程に基づき、局長に提出する書類は、所轄の県水お客様センター長又は水道事務所長を経由しなければならない。